

件名：【財務省関税局からのお知らせ】 税関検査場電子申告ゲートの導入

ポイント

●成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港及び新千歳空港を利用して帰国する場合、IC旅券所持者は、税関手続の際に電子申告ゲートがご利用いただけます。利用に際しては、あらかじめ税関申告アプリをダウンロードしてください。

本文

今般、財務省関税局から、観光立国の実現に向けた政府の取組の一環として、日本に入国する方の税関手続の円滑化を図るために、国内6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において税関検査場電子申告ゲートを導入したとの発表がありました。本ゲートの利用対象は、IC旅券所持者に限られますが、人・人接触を軽減するものであり、ICAO（国際民間航空機関）及びIATA（国際航空運送協会）も、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして電子申告を推奨しています。

詳細は以下のウェブサイトをご確認の上、

<https://www.customs.go.jp/kaigairyoko/egate.htm>

各スマートフォンやタブレットに税関申告アプリをダウンロードしてご利用ください。

・App Store の場合

<https://apps.apple.com/jp/app/id1454991621>

・Google Play の場合

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

○送信元

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは在留届を提出した方に配信しています。

※「在留届」を提出した方で帰国又は第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>